Ⅰ 調 査 の 概 要

1 調査の内容

（1）調査の目的

産業別、事業所規模別の労働災害発生状況を定期的に把握し、その結果から、災害の発生頻度を示す「度数率」及び災害の重さの程度を示す「強度率」等を推計し、労働安全衛生施策の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

（2）調査対象の範囲

ア 地域的範囲

全国

イ 属性的範囲

（ア）事業所調査票

日本標準産業分類による次に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営事業所（国営事業所を除く。農業，林業及び漁業については、民営事業所のみ）及び製造業のうち特定の産業に属し、10～29人の常用労働者を雇用する民営事業所（※）。

なお、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び鉱業，採石業，砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象から除く。

a 農業、林業
b 漁業
c 鉱業、採石業、砂利採取業
d 建設業(総合工事業を除く。)
e 製造業
f 電気・ガス・熱供給・水道業
g 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）
h 運輸業、郵便業
i 卸売業、小売業
j 宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）
k 生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。）
l 医療，福祉（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）
m サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）

※10～29人の常用労働者を雇用する事業所については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業のみとする。

（イ）総合工事業調査票

次に掲げる工事の種類に属し、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が税抜き１億8,000万円以上の工事現場のうち、労災保険の保険関係成立年月日が令和３年４月１日から令和７年７月31日までの範囲であり、かつ、終了年月日が令和７年６月１日以降であり、かつ、成立年月日から終了年月日までの日数が155日以上の工事現場。

a 河川土木工事業
b 水力発電施設等新設事業
c 鉄道又は軌道新設事業

d　地下鉄建設事業
e　橋りょう建設事業
f　ずい道新設事業
g　道路新設事業
h　その他の土木工事業
i　舗装工事業
j　建築工事業
k　その他の建築事業

（3）報告を求める者
ア　数
（ア）事業所調査票
約32,000事業所　（母集団の数：約250,000事業所）

（イ）総合工事業調査票
約5,600工事現場　（母集団の数：約35,000工事現場）

イ　選定の方法
（ア）事業所調査票
事業所母集団データベース（令和４年次フレーム）を母集団とし、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

（イ）総合工事業調査票
労働保険適用台帳に登録されている有期事業の工事現場を母集団とし、工事の種類、工事の請負金額階級別に層化無作為抽出により選定する。

（4）報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
ア　報告を求める事項
（ア）事業所調査票
a　事業所の名称及び所在地
b　主な生産品の名称又は事業の内容
c　企業全体の常用労働者数
d　事業所の全労働者数及び常用労働者数
e　調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数
f　労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数
g　不休災害被災労働者数

（イ）　総合工事業調査票
a　工事現場の名称
b　主な工事の内容
c　工事の請負金額
d　調査期間中の工事日数
e　調査期間中の工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数
f　労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数
g　不休災害被災労働者数

イ　基準となる期日又は期間
（ア）事業所調査票
基本的には、１月１日から12月31日まで（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間前年の最終給与締切日の翌日から調査対象期間の最終給与締切日までの１年間）とする。
ただし、労働者数については、12月末日現在（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間の最終給与締切日現在）とする。また、ア（ア）のｆ及びｇについては、調査対象期間の１年間に発生した

ものについて、調査対象期間の最終日から２週間経過時点の状況を把握する。

（イ）総合工事業調査票

基本的には、１月１日から12月31日まで（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間前年の最終給与締切日の翌日から調査対象期間の最終給与締切日までの１年間）とする。

また、ア（イ）のｆ及びｇについては、調査対象期間の１年間に発生したものについて、調査対象期間の最終日から２週間経過時点の状況を把握する。

（５）報告を求めるために用いる方法

ア　調査組織

厚生労働省　－　報告者

イ　調査方法

配布　－　厚生労働省から報告者に郵送する。

回収　－　報告者が記入した後、厚生労働省あてに郵送またはインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する。

（６）報告を求める期間

ア　調査の周期

（ア）事業所調査票

１年

（イ）総合工事業調査票

１年

イ　調査の実施期間又は調査票の提出期限

（ア）事業所調査票

調査の対象となる年の翌年１月１日～１月20日

（イ）総合工事業調査票

調査の対象となる年の翌年１月１日～１月20日

（７）集計・推計方法

事業所調査については産業、事業所規模ごと、総合工事業調査については、工事の種類、工事の請負金額階級ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から労働災害率等を算出した。

（８）有効回答率

ア　事業所調査

調査客体数　32,254

有効回答数　19,873

有効回答率　61.6％

イ　総合工事業調査

調査客体数　5,572

有効回答数　4,644

有効回答率　83.3％

２　標本設計

事業所（総合工事業調査については工事現場）の抽出は次のとおり行った。

（１）サンプルフレーム

ア　事業所調査

事業所母集団データベース（令和４年次フレーム）によって把握された民・公営事業所を母集団とした。

イ　総合工事業調査

労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「労働保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算保険料申告書」に基づき作成された台帳に登記されている有期事業の工事現場を母集団とした。

（２）目標精度

度数率の標準誤差率が、産業及び事業所規模別に、事業所調査のうち事業所規模 100人以上については概ね９％以内、事業所調査のうち事業所規模10～99人については概ね10％以内となるように設定する。

また、総合工事業調査については産業計・請負金額計において概ね９％以内となるように設定する。

標準誤差率の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}}{\hat{R}} \approx \sqrt{\sum_{h=1}^{L}\left(\frac{N_h}{N}\right)^2\left(\frac{1}{n_h}-\frac{1}{N_h}\right)\left(\frac{Var(X_h)}{\overline{X}^2}-2\frac{Cov(X_h,Y_h)}{\overline{X}\overline{Y}}+\frac{Var(Y_h)}{\overline{Y}^2}\right)}$$

$$\overline{X} = \frac{1}{N}\sum_{h=1}^{L}\frac{N_h}{n_h}\sum_{i=1}^{n_h}X_{hi} \quad , \qquad \overline{Y} = \frac{1}{N}\sum_{h=1}^{L}\frac{N_h}{n_h}\sum_{i=1}^{n_h}Y_{hi}$$

$$\overline{X}_h = \frac{1}{n_h}\sum_{i=1}^{n_h}X_{hi} \quad , \qquad \overline{Y}_h = \frac{1}{n_h}\sum_{i=1}^{n_h}Y_{hi}$$

$$Var(X_h) = \frac{1}{n_h-1}\sum_{i=1}^{n_h}\left(X_{hi}-\overline{X}_h\right)^2 \quad , \qquad Var(Y_h) = \frac{1}{n_h-1}\sum_{i=1}^{n_h}\left(Y_{hi}-\overline{Y}_h\right)^2$$

$$Cov(X_h,Y_h) = \frac{1}{n_h-1}\sum_{i=1}^{n_h}\left(X_{hi}-\overline{X}_h\right)\left(Y_{hi}-\overline{Y}_h\right)$$

ただし、

$\hat{R}$ ： 度数率の推計値

h ： 抽出層区分

i ： 事業所（工事現場）番号

X_{hi} ： 事業所（工事現場）の労働災害による死傷者数

Y_{hi} ： 事業所（工事現場）の延べ実労働時間数

N ： 母集団事業所（工事現場）数

N_h ： 各層の母集団事業所（工事現場）数

n_h ： 各層の標本事業所（工事現場）数

3　主な用語の説明

（1）労働災害

労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、疾病及び死亡をいう。ただし、本調査においては、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害など突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び感染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

（2）全労働者等

本調査の対象者は、事業所又は工事現場の全労働者とした。

ア　事業所の全労働者

調査対象事業所で働くすべての労働者のことで、常用労働者だけでなく臨時・日雇労働者、その他名称及び雇用形態の如何を問わずすべての労働者を含むものとした。また、調査対象事業所で働く派遣労働者及び出向者も含めるものとしたが、他企業への出向者及び請負事業で働く労働者は含めないものとした。

なお、船員法第１条に規定する船員については、調査の対象外とした。

イ　工事現場の全労働者

調査対象工事現場で働くすべての労働者のことで、直用、下請及びその他名称の如何を問わない。

ウ　事業所の常用労働者

次の（ア）～（エ）のいずれかに該当する者とした。

（ア）期間を定めずに又は１か月以上の期間を定めて雇われている者

（イ）重役、理事などの役員のうち、常時当該事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者

（ウ）事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払を受けている者

（エ）育児・介護休業中の者、病気休業中の者

なお、いわゆるパートタイマーであっても上記（ア）～（エ）のいずれかに該当する者は常用労働者とした。

（3）調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数及び延べ実労働日数

ア　延べ実労働時間数

全労働者が実際に働いた労働時間の合計（１時間未満の端数は切り捨て）をいい、早出、残業等の超過労働時間があれば、その時間数も含む。なお、休憩時間は給与の支給の有無にかかわらず除くが、監視又は断続的業務に従事する者の手待時間は含める。

ここでいう全労働者には調査期間中の一部の期間のみ働いていた者を含める。

イ　延べ実労働日数（総合工事業調査のみ）

全労働者が、実際に工事現場に出勤した延べ日数をいう。交替制などにより同一人が１日のうち２回出勤した場合には、１日として数える。

（4）企業全体の常用労働者数（事業所調査のみ）

調査対象事業所と同一の企業に属する本社、支社、工場、事業場等すべての事業所を含めた全体の常用労働者数とした。

（5）労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働災害により被災した労働者の延べ数を表１の労働不能程度別に区分したものをいう。

各々の災害がどの区分に該当するかは、調査期間の末日より２週間経過後までに確定した労働災害の状態に基づいて決定する。

この調査では、発生した災害の件数ではなく、被災した労働者を単位として労働災害を調査する。したがって、死傷者数の合計は調査期間中の災害ごとの人数の合計となる。同一人が２回以上被災した場合には、死傷者数はその被災回数として算出している。

調査期間前に発生した災害が原因で調査期間中も継続して休業しているような場合は、死傷者数及び休業日数に含めない。

なお、休業日数の区分及び延べ休業日数は所定休日も含めた暦日数による。

表１　　労働不能程度別区分

労働不能程度	内　　容
死　　亡	労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷又は業務上の疾病が直接の要因で死亡したものを含む。）。
永久全労働不能	労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第１級～第３級に該当する障害を残すもの。
永久一部労働不能	身体障害等級表の第４級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失したもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったもの。
一時労働不能	災害発生の翌日以降、少なくとも１日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると身体の一部又は身体の一部の機能をそう失せずに治ゆし、身体障害等級表の第１級～第14級に該当する障害を残さないもの。
不休災害	業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降１日も休業しなかったもの（休業が１日未満のものも含む。）。

（６）労働災害率

ア　度数率

100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の頻度を表したものをいう。

すなわち、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。

ただし、単に「度数率」という場合の算式に用いる労働災害による死傷者数は、休業１日以上又は身体の一部若しくはその機能を失う労働災害による死傷者数であり、これに該当しない不休災害（表１参照。以下同じ。）による傷病者は含まない。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

イ　強度率

1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数（（７）参照）をもって、災害の重さの程度を表したものをいう。

すなわち、調査期間中に発生した労働災害による延べ労働損失日数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を1,000倍したもので、算式は次のとおりである

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

ウ　不休災害度数率

100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数をもって、不休災害発生の頻度を表したものをいう。すなわち、調査期間中に発生した不休災害による傷病者数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を 100万倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{不休災害度数率} = \frac{\text{不休災害による傷病者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

エ　全度数率

100万延べ実労働時間当たりの不休災害と休業１日以上を合わせた労働災害による死傷者数をもって、不休災害も含めた労働災害発生の頻度を表したものをいう。すなわち、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数（不休災害による傷病者数を含む）を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実

労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{全度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数（不休災害による傷病者数を含む）}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

（7）労働損失日数

労働災害により労働不能となった日数をいう。次の基準により算出する。

ア　死亡…… 7,500日

イ　永久全労働不能…… 表２の身体障害等級第１級～第３級の日数（7,500日）

ウ　永久一部労働不能…… 表２の身体障害等級第４級～第14級の日数（級に応じて50～5,500日）

エ　一時労働不能…… 所定休日も含めた暦日数の延べ休業日数に 300／365
（うるう年は 300／366 ）を乗じた日数

表２　　身体障害等級別労働損失日数

身体障害等級（級）	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数（日）	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

（8）無災害事業所

休業１日以上又は身体の一部若しくはその機能を失う労働災害による死傷者が発生しなかった事業所をいう。不休災害による傷病者のみが発生した事業所は無災害事業所に含まれる。

（9）規模

ア　企業規模

（4）の企業全体の常用労働者数区分によって区分した。

イ　事業所規模

（2）ウの事業所の常用労働者数区分によって区分した。

(10) 産業

事業所調査については、事業所の主な生産品又は事業内容により、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定）にしたがって分類したが、一部、日本標準産業分類と異なる独自の産業分類番号及び表記によるものがある。詳細は５（５）を参照されたい。

また、総合工事業については、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて分類した。

(11) 事業所平均月間実労働時間　（※インターネットのみ掲載分の集計表で使用）

事業所における全労働者の延べ実労働時間数を、事業所の全労働者数で除し、さらに１か月当たりにするために12で除したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{事業所平均月間実労働時間} = \frac{\text{延べ実労働時間数}}{\text{全労働者数}} \div 12$$

4　調査の沿革

（1）昭和27年～42年

本調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的として、昭和27年から「毎月労働災害統計調査」として開始した。調査対象は、常時100人以上の常用労働者を使用する全事業所（管理又は事務部門のみをもって構成する事業所を除く。）とした。また、昭和39年からは、建設業については有期事業の場合、調査単位を事業所から作業現場（期間中の平均労働者数100人以上の作業現場）に改定した。

（2）昭和43年～48年

昭和43年には、「労働災害動向調査毎月調査」と改称し、調査対象を30人以上の常用労働者を雇用する事業所とする標本調査に改定した。建設業のうち総合工事業については労働者災害補償保険の概算保険料が20万円以上又は工事の請負金額が3,000万円以上の工事現場（その後の改定により、現行では、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が税抜き１億8,000万円以上の工事現場）に改定した。

（3）昭和49年～54年

昭和49年から、毎月調査を四半期調査とする改定を経て、さらに、昭和52年からは100人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とする四半期調査と、10～99人の常用労働者を雇用する事業所を対象とする小規模事業所調査とに分けた。小規模事業所調査は７～９月の３か月を調査期間とし、調査対象産業は昭和52年は製造業の特定７業種、昭和53年は製造業以外の産業、昭和54年は製造業の特定７業種について実施した。

（4）昭和55年～平成３年

昭和55年には、四半期調査を甲調査と、小規模調査を乙調査と改称した。同時に甲調査については、調査対象産業にサービス業のうちの洗濯業と建物サービス業を追加した。乙調査については、調査対象産業を30～99人の常用労働者を雇用する事業所は甲調査と同一（ただし建設業のうち総合工事業を除く。）、10～29人の常用労働者を雇用する事業所は従来の製造業特定産業７業種とし、調査対象期間を１～12月とする年１回の調査とした。

（5）平成４年～19年

平成４年からは、四半期調査である甲調査を半期調査に改定するとともに、甲調査と乙調査（30～99人の常用労働者を雇用する事業所に限る。）の調査対象産業に、卸売・小売業，飲食店（飲食店を除く。）とサービス業のうち旅館、ゴルフ場を追加した。

（6）平成20年～

平成20年からは、甲調査・乙調査の種別を改変し、事業所調査として総合工事業を除く10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象として年１回、総合工事業調査として総合工事業の工事現場を対象として半期ごとに実施（総合工事業調査の集計は１年間の状況についてのみ行い、半期ごとの集計は行わないこととした。）した。

平成19年以前の乙調査においては不休災害被災労働者数について調査していなかったが、平成20年からは事業所調査の10～99人の常用労働者を雇用する事業所においても100人以上の常用労働者を雇用する事業所と同様に不休災害被災労働者数について調査した。

また、医療，福祉を調査対象産業に追加し、複合サービス事業を調査対象産業から除いた。

なお、国営の事業所及び鉱業，採石業，砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象外とした。

（7）平成23年～

平成23年からは、これまで林業のみ調査対象産業としていた農業，林業について、農業も追加した。

（８）平成29年～

平成29年からは、サンプルフレームとして用いる母集団情報に、産業細分類のデータが一部を除き保有されなくなったため、特掲産業（細分類）別の集計を廃止した。ただし、ゴルフ場については、従前どおり母集団情報から把握可能であることから、特掲産業（小分類）別の集計表に追加して表章することとした。

（９）平成30年～

平成30年からは、調査対象産業に漁業を追加した。

５　利用上の注意事項

（１）労働災害の結果について

本調査結果に含まれる労働災害は、１（２）の調査対象の範囲に掲げる事業所で発生したもので、我が国の労働災害のすべてを網羅しているものではない。

（２）年集計の時系列比較について

甲調査の昭和52年以降平成３年までは、四半期調査時において第１四半期から第４四半期に至る１年間について改めて死傷者の確定した労働災害の状況を集計した。

また、同様に平成４年からは、下半期調査時において上半期からの１年間について死傷者の確定した労働災害の状況を集計している。すなわち、下半期調査期間中に上半期の労働災害の程度等調査内容が変化した場合（見込みによって記入したが、確定したことにより変化が生じた場合）、上半期の数値を修正した上で集計している。そのため年計の数値は、上半期・下半期の数値の平均にならないことがある。

なお、昭和48年までの労働災害動向調査毎月調査付帯調査（年間の確定災害の実態を調査年の翌年１月末日現在で把握）や昭和49年～51年までの年集計［各四半期毎の報告（第１四半期から第３四半期については３か月後の転帰状況を加除修正）を取りまとめ集計したもの］とでは、災害程度の把握期間及び時期が相違しているので、付帯調査結果や年集計結果との時系列比較には注意を要する。

また、調査産業については、４にあるとおり対象産業の見直し、又は、日本標準産業分類の改定の影響を受けるため、時系列比較には注意を要する。

なお、平成19年10月の日本郵政公社の民営・分社化に伴い、平成19年は従前「Ｐ複合サービス事業（郵便局に限る）－ 781郵便局」（日本標準産業分類（平成14年３月改訂）による。この項以下同じ。）であった事業所を、民営・分社化後に郵便事業株式会社の支店及び集配センターとなった事業所は「H情報通信業－ 371信書送達業」として、郵便局株式会社の郵便局となった事業所は従前どおり「Ｐ複合サービス事業－ 781郵便局」として分類したため、「H情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る）」、「37通信業」、「371信書送達業」、「Ｐ複合サービス事業（郵便局に限る）」、「781郵便局」の集計結果について平成19年と平成18年以前を時系列比較する場合には注意が必要である。

（３）半期集計の時系列比較について

上半期、下半期別の集計については平成20年から半期ごとの集計を行わないことにしたため、平成19年以前と比較することはできない。

（４）乙調査の時系列比較について

乙調査の10～29人の常用労働者を雇用する事業所を対象とした昭和52年～54年の調査は、７～９月の３か月を対象としており、昭和55年以降の調査とは直接比較できない。

なお、30～99人の常用労働者を雇用する事業所については、昭和55年以降の調査と昭和43年～51年の調査間は比較可能である。

また、調査産業については、４にあるとおり対象産業の見直し、又は、日本標準産業分類の改定の影響を受けるため、時系列比較には注意を要する。

（５）産業分類について

本調査で用いている産業分類は、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく表章とした。ただし以下の場合、注意が必要である。

ア　一部の産業についてのみ表章している産業大分類

建設業として表章しているのは、D建設業のうち、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業のみの合計を集計したものである。06総合工事業については別個で表章した。

情報通信業として表章しているのは、G情報通信業のうち、37通信業、413新聞業、414出版業のみの合計を集計したものである。

宿泊業，飲食サービス業として表章しているのは、M宿泊業，飲食サービス業のうち、751旅館，ホテルのみを集計したものである。

生活関連サービス業，娯楽業として表章しているのは、N生活関連サービス業，娯楽業のうち、781洗濯業、791旅行業、8043ゴルフ場のみの合計を集計したものである。

医療，福祉として表章しているのは、P医療，福祉のうち、831病院、832一般診療所、841保健所、842健康相談施設、853児童福祉事業、854老人福祉・介護事業、855障害者福祉事業のみの合計を集計したものである。

サービス業（他に分類されないもの）として表章しているのは、Rサービス業（他に分類されないもの）のうち、881一般廃棄物処理業、882産業廃棄物処理業、891自動車整備業、901機械修理業（電気機械器具を除く）、902電気機械器具修理業、922建物サービス業のみの合計を集計したものである。

イ　合併して表章している産業

（ア）中分類のうち、09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業は、09・10食料品，飲料・たばこ・飼料製造業とした。

（イ）小分類のうち、054採石業，砂・砂利・玉石採取業についてはそのまま表章したが、別に054採石業，砂・砂利・玉石採取業、055窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）、059その他の鉱業は、054・9非金属鉱業とした。

081電気工事業、082電気通信・信号装置工事業は、081・2電気工事業，電気通信・信号装置工事業とした。

101清涼飲料製造業、102酒類製造業は、101・2清涼飲料，酒類製造業とした。

245金属素形材製品製造業、246金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く）は、245・6金属素形材製品製造業，金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く）とした。

291発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、292産業用電気機械器具製造業は、291・2発電用・送電用・配電用，産業用電気機械器具製造業とした。

296電子応用装置製造業、302映像・音響機械器具製造業、303電子計算機・同附属装置製造業は、296・302・3電子応用装置，映像・音響機械器具，電子計算機・同附属装置製造業とした。

853児童福祉事業、855障害者福祉事業は、853・5児童福祉事業，障害者福祉事業とした。

881一般廃棄物処理業、882産業廃棄物処理業については、881・2一般・産業廃棄物処理業とした。

901機械修理業（電気機械器具を除く）、902電気機械器具修理業は、901・2機械修理業とした。

ウ　独自の表章産業

（ア）G41新聞業、出版業は日本標準産業分類の中分類G41映像・音声・文字情報制作業のうち413新聞業及び414出版業のみの合計を集計したものであり、日本標準産業分類の表記とは異なる。

（イ）I60家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業は日本標準産業分類の中分類I60その他の小売業のうち601家具・建具・畳小売業及び602じゅう器小売業のみの合計を集計したものであり、日本標準産業分類の表記とは異なる。

（ウ）総合工事業の表章については、労働災害統計の特殊性を考慮して表３のとおりとした。

エ　製造業の特定産業

常用労働者10～29人規模の事業所については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業の８産業とした。

（６）総合工事業について

総合工事業については、他の産業と異なる調査方法をとっているため結果も別個で表章した。

（７）労働災害率の表示は小数点以下第３位を四捨五入したものである。同様に、死傷者１人平均労働損失日数及び事業所（工事現場）割合の表示は小数点以下第２位を四捨五入したものである。

（８）統計表の符号の用法は次のとおりである。

「 0.00 」…… 小数点以下第３位において四捨五入しても小数点以下第２位に満たないもの又は労働災害による死傷者数がないもの。

「 0.0 」…… 小数点以下第２位において四捨五入しても小数点以下第１位に満たないもの又は労働災害による死傷者数がないもの。

「 － 」…… 該当事業所がないもの。

「 x 」…… 調査客体数が少ないため掲載しないもの。

「 ・ 」…… 項目がありえないもの。

「 … 」…… 上記以外の数値がないもの。又は、数値を表章することが不適当なもの。

（９）本調査の図及び表において「平成31年/令和元年」と表記すべきところ、便宜上「平成31年」と表記している。

（１０）令和５年からは、半期ごとに実施していた総合工事業調査を年１回の実施に変更した。

表３

総合工事業の分類及び内容

工事の種類	業種コード	内　　容
土木工事業		
河川土木工事業	3705	河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業
	3706	運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業
	3708	水門、樋門等の建設事業
	3709	砂防設備　（植林のみによるものを除く。）の建設事業
	3711	湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業
水力発電施設等新設事業	3101	水力発電施設新設事業
	3102	高えん堤新設事業
鉄道又は軌道新設事業	3402	その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業
地下鉄建設事業	3401	開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業
橋りょう建設事業	3503	橋りょう建設事業 イ　一般橋りょうの建設事業 ロ　道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ　跨線道路橋の建設事業 ニ　さん橋の建設事業
ずい道新設事業	3103	ずい道新設事業
道路新設事業	3201	道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業
その他の土木工事業	3701	えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。)
	3702	ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く。)
	3703	道路の改修、復旧又は維持の事業
	3704	鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業
	3707	貯水池、鉱毒沈澱池、プール等の建設事業
	3710	海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業
	3712	開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して行う(3719)造園の事業を含む。）
	3713	地下に構築する各種タンクの建設事業
	3715	さく井事業
	3716	工作物の解体事業
	3717	沈没物の引揚げ事業
	3718	その他の各種建設事業
	3719	造園の事業
舗装工事業	3301	道路、広場、プラットホーム等のほ装事業
	3302	砂利散布の事業
	3303	広場の展圧又は芝張りの事業
建築事業		
建築工事業	3501	鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業（（3103）ずい道新設事業の態様をもって行われるものを除く。）
	3502	木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業
その他の建築事業	3505	工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業
	3506	その他の建築事業 イ　野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ　たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ　鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ　煙突、煙道、風洞等の建設事業（(3103)ずい道新設事業の態様をもって行われるものを除く。） ホ　やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ　門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト　炉の建設事業 チ　通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。）の事業 リ　信号機の建設事業 ヌ　その他の各種建築事業

注：業種コードは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第16条の規定に基づき制定された「労災保険率適用事業細目表（昭和47年労
第16号）」による。

６　集計事項一覧

事業所調査

統計表番号	集計客体（事業所規模）	属性					事業所数割合	労働災害率						労働損失日数 死傷者１人平均	階級	
		都道府県	産業	分類	事業所規模	企業規模		全度数率	度数率	労働不能程度別	不休災害度数率	うち永久一部労働不能	強度率		度数率階級	実労働時間階級（＊）
1	30人以上		●	大・中	●			●	●	●	●	●	●	●		
2	30人以上		●	大・中		●		●	●	●	●	●	●	●		
7	30人以上		●	特掲小	●			●	●	●	●	●	●	●		
3	10～29人		●	製造特定8産業				●	●	●	●	●	●	●		
9	30人以上		●	計・製造業・他	●			●	●	●	●	●	●	●		●
4	30人以上		●	大・中	●		●								●	
10	30人以上		●	計・製造業・他	●		●								●	●
11	10～29人		●	製造特定8産業			●								●	
8	100人以上	●	●	大				●	●	●	●	●	●	●		

総合工事業調査

統計表番号	集計客体	属性			工事現場数割合	労働災害率						労働損失日数 死傷者１人平均	階級
		都道府県	工事の種類	請負金額区分		全度数率	度数率	労働不能程度別	不休災害度数率	うち永久一部労働不能	強度率		度数率階級
5	全		●	●		●	●	●	●	●	●	●	
12	全	●				●	●	●	●	●	●	●	
6	全		●		●								●

（＊）事業所平均月間実労働時間階級である。